

《ご契約に際してのご注意事項》

この度は、私ども長崎銀行で、ローンのお申込みをいただき誠にありがとうございます。

ご契約に際して、ご注意いただきたい事項を下記にとりまとめておりますので、ご一読のうえ、契約書をご記入いただきますようお願い申し上げます。

(1)ご契約手続きについて

①別紙記載の「個人情報のお取扱いについてご同意いただく条項」をご一読のうえ、契約書にご署名ください。

②事前のお申込時にお伺いしていた内容と、ご提出いただく資料の内容等に差異がある場合は再度審査が必要となる場合がありますのでご了承ください。

(2)契約書のご記入について

- ①この契約書は必ず申込人ご本人様のご記入ください。
- ②ご記入例をご参照のうえ、太枠内を漏れなくご記入ください。ご記入漏れがあると手続きが遅れる場合がございます。
- ③記載内容が事実と異なる場合、その他相当の事由がある場合は、お取引をお断りさせていただきます場合がございます。

(3)その他

- ①銀行または保証会社からご契約内容確認のお電話を差し上げる場合がございます。
- ②「個人情報のお取扱いについてご同意いただく条項」、「プレミアムエース規定」、および「保証委託約款」は必ずお持ち帰りのうえ、保管いただきますようお願いいたします。

★ご記入上の注意

●太枠内は漏れなくご記入ください。

ご記入漏れがありますと手続きが遅れる場合がございます。(特にフリガナ・郵便番号)

ながさきカードローン プレミアエース契約書(当座貸越契約書兼保証委託契約書)

株式会社長崎銀行 御中
保証委託先: 九州カード株式会社 アコム株式会社 御中

借主: フリガナ **ナガサキ タロウ** おなまえ **長崎太郎**
おところ: **8510-0000** マンション・アパート名、部屋番号までご記入ください。
長崎市〇町〇番〇号 〇〇アパート101号

借入金額: **200**万円 (10万円単位) 返済方法: ATM返済方式 自動引落方式 返済日: 毎月 15日 (銀行の休日の場合は翌営業日) 契約期間: 1年 (自動更新)

借入金額 (10万円単位)	利率	ご利用限度額	毎月の返済額	
			前月約定日ご返済後の貸残残高	ご返済額
<input type="checkbox"/> 14.95%	10万円~90万円	5千円以下	5千円以下	5千円
<input checked="" type="checkbox"/> 14.5%	100万円~300万円	5千円超20万円以下	5千円	5千円
<input type="checkbox"/> 8.5%	310万円~400万円	20万円超50万円以下	1万円	5千円
<input type="checkbox"/> 5.0%	410万円~500万円	50万円超150万円以下	2万円	6千円
<input type="checkbox"/> 4.5%	510万円~600万円	150万円超200万円以下	3万円	7千円
<input type="checkbox"/> 3.8%	610万円~700万円	200万円超300万円以下	4万円	8千円
<input type="checkbox"/> 2.8%	710万円~800万円			9万円

振込融資希望: なし あり (振込先: 長崎銀行) 口座番号: **00000000**

銀行利用: 借入確認 (ご契約日) 返済確認 (お申込み控え送付日) 返済日: 平成 年 月 日

フリガナ・郵便番号も必ずご記入ください。

マンション・アパート名、部屋番号までご記入ください。

ながさきカードローン プレミアエース契約書(当座貸越契約書兼保証委託契約書)

印 紙
200円

株式会社長崎銀行 御中

保証委託先： 九州カード株式会社 アコム株式会社 御中

借主は、「個人情報のお取扱いについてご同意いただく条項」「プレミアエース規定」および「保証委託約款」を承認のうえ、株式会社長崎銀行のカードローンを利用します。貸越極度額その他の条件は、当座貸越契約によって確定し、「プレミアエース規定」及び「保証委託約款」の定めるところに従い、必ず債務弁済の義務を履行します。審査申込時の内容と差異がある場合は、再度審査が必要となる場合があります。再審査の結果、保証会社の保証が得られない場合には銀行から融資を受けられないことに異議を述べません。また、「個人情報のお取扱いについてご同意いただく条項」「プレミアエース規定」および「保証委託約款」は確かに受領しました。借主は、本契約の契約日を本取引専用のカードローン口座の開設日とし、銀行が記入することに同意します。借主は、返済用の普通預金口座が未開設の場合、取引支店・返済用普通預金口座番号を銀行が記入することに同意します。借主は保証委託先、貸越利率を銀行が記入することに同意します。ダイレクトセンターが振込融資の確認のために借主に電話連絡を行った際、借主の意思が振込融資希望欄の記載内容と相違していた場合、銀行が記載内容を修正することに同意します。

私は別紙「個人情報のお取扱いについてご同意いただく条項」に同意します。

署名 記入日 平成 年 月 日

借主	フリガナ			
	おなまえ			
	おところ	<input type="text"/> - <input type="text"/> マンション・アパート名、部屋番号までご記入ください。		

ご契約内容	極度額	(10万円単位)	ご返済方法	<input type="checkbox"/> ATM返済方式 <input type="checkbox"/> 自動引落方式	毎月のご返済日	15日 (銀行の休日の場合は翌営業日)	契約期間	1年 (自動更新)	
	貸越利率 (固定金利)	利率	ご利用極度額	毎月のご返済額	前月約定日ご返済後の貸越残高	ご返済額	前月約定日ご返済後の貸越残高	ご返済額	
	ご利用極度額に応じて利率が決まります。該当する貸越利率に☑を記入ください。	<input type="checkbox"/>	14.95%		10万円～90万円	5千円以下	全額	300万円超400万円以下	5万円
		<input type="checkbox"/>	14.5%		100万円～300万円	5千円超20万円以下	5千円	400万円超500万円以下	6万円
<input type="checkbox"/>		8.5%	310万円～400万円		20万円超50万円以下	1万円	500万円超600万円以下	7万円	
<input type="checkbox"/>		5.0%	410万円～500万円		50万円超150万円以下	2万円	600万円超700万円以下	8万円	
<input type="checkbox"/>		4.5%	510万円～600万円		150万円超200万円以下	3万円	700万円超800万円以下	9万円	
<input type="checkbox"/>		3.8%	610万円～700万円	200万円超300万円以下	4万円				
振込融資希望	※振込融資を希望されるお客さまで、長崎銀行以外の金融機関に振込先を指定される場合は、最寄の長崎銀行窓口にご来店が必要になります。 ※長崎銀行に普通預金口座(総合口座を含む)をお持ちのお客さま(今回新たに作成される場合を含む)は、自動引落方式でのご返済となります。(下記長崎銀行返済用口座欄にご記入ください。)								
なし	振込先(いずれかに☑ください)または自動引落方式の場合の長崎銀行返済用口座 ※口座未開設の場合は記入いただく必要はございません								
あり	※振込金額は100万円以下1万円単位とし、貸越極度額の範囲内となります。			<input type="checkbox"/> 長崎銀行 <input type="checkbox"/> () 銀行 <input type="checkbox"/> () 金庫・組合		支店		<input type="checkbox"/> 座番号 (本人名義)	

銀行使用欄	債務負担意思確認(自署確認)	確認日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃 天候	貸越極度額決定保証会社貸越利率通知	通知日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃		
	確認者	印	確認場所	店頭・勤務先・自宅・その他()	貸越極度額	万円 決定保証会社	貸越利率 %	
在籍確認	確認書類	運転免許証、住基カード、その他()			通知者	印	通知方法	電話・面談・センター
	確認日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃	振込融資確認		確認日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃	希望	有・無
	確認者	印	確認方法	電話・訪問・センター	確認者	印	確認方法	電話・面談・センター

ご契約日				支店長	役席者	担当者
お客さま控え送付日	平成 年 月 日					
送付者	印					

ながさきカードローン プレミアエース暗証番号届

提出ページ

FAX番号

0120-206-919

※FAX番号は正確にご入力ください。

株式会社長崎銀行 御中

私は、ながさきカードローン プレミアエース取引に使用する暗証番号を次のとおりお届けします。

■借主ご本人さまについて

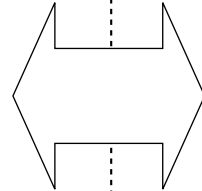
フリガナ		生年月日	昭和・平成	年	月	日
おなまえ		性別	男性	女性		
おところ	<input type="text"/> - <input type="text"/> マンション・アパート名、部屋番号までご記入ください。	電話番号	自宅	-	-	<input type="text" value="なし"/>
			携帯	-	-	<input type="text" value="なし"/>

以下の暗証番号によるお取扱いはできませんので、ご注意ください。

暗証番号はもれなくご記入ください。

暗証番号

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------



<登録できない暗証番号の例>

生年月日	「例」 昭和42年8月3日生まれの場合	同一数字	2222、8888など4桁とも同一数字
	4208 誕生日(和暦)+誕生月と同一	連続数字	1234、9876など連続する数字
	4203 誕生日(和暦)+誕生日と同一	電話番号	電話番号の下4桁と同一数字
	0803 誕生月+誕生日と同一		
	4283 誕生日(和暦)+誕生月+誕生日と同一		
1967 誕生日(西暦)4桁と同一			

<提出書類について>下記の書類を長崎銀行 ダイレクトセンターにFAX又は郵送ください。

- ながさきカードローン プレミアエース契約書(当座貸越契約書兼保証委託契約書)
- ながさきカードローン プレミアエース暗証番号届
- 本人確認書類の写し ※運転免許証・健康保険証・パスポート等
- 収入確認資料 ※50万円超の極度額をご契約いただく場合

<書類提出先・お問い合わせ先> 長崎市栄町3番14号 長崎銀行 ダイレクトセンター フリーダイヤル: 0120-296-919 FAX番号: 0120-206-919

(銀行使用欄)

取扱店番	取扱店名
口座開設日	平成 年 月 日
カードローン口座番号	
保証番号	
カード種類コード	22

検印	係印
<input type="text"/>	<input type="text"/>

個人情報のお取扱いについてご同意いただく条項

●個人情報の利用目的について

銀行は、お客さまの個人情報および本人確認情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用いたします。

1. 銀行の業務内容

- (1) 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- (2) 公共債密販業務、投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- (3) その他銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

2. 銀行の利用目的

当行は、当行及び関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、以下の利用目的で個人情報を利用いたします。なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

- (1) 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- (2) 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- (3) 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- (4) 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- (5) 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- (6) 与信事業に際して個人情報や加入する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- (7) 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- (8) お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や業務の履行のため
- (9) 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- (10) ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- (11) 関連会社や提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- (12) 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- (13) その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- (14) 当行の業績把握・決算関連業務・監査業務・人事関連業務・安全管理業務等の内部管理のため
- (15) 当行が設立または加盟する各種団体等の運営や管理のため
- (16) 当行の株主さまに関する権利及び義務の履行のため
- (17) 法令等に基づき開示、報告を行うため

※利用目的の(10)による各種ご提案（宣伝物・印刷物の送付等の営業案内）を希望しない場合は停止を申出することができます。

※法令等による利用目的の限定について

●銀行法施行規則等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

●銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

●個人情報の第三者提供についてご同意いただく条項

申込人（契約成立後の契約者を含む。以下同じ。）は、本申込（本契約を含む。以下総称して「当該取引」という。）に係る以下の個人情報（変更後の情報を含む。以下同じ。）を株式会社長崎銀行（以下銀行という。）および下記保証会社（以下、保証会社という。また、銀行と保証会社を一括して「銀行等」という。）が以下の通り取扱うことに同意します。

第1条 個人情報の第三者への提供先について

- (1) 加盟する個人信用情報機関
- (2) 保証会社

第2条 個人情報の個人信用情報機関への提供・登録・利用について

- 1 【個人情報の利用】
申込人は、銀行等が加盟する個人信用情報機関（以下「加盟先機関」という。）および加盟先機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携先機関」という。）に申込人の個人情報（加盟先機関および提携先機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、加盟先機関および提携先機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報、電話帳記載の情報、日本貸金業協会から登録を依頼された情報を含む。）が登録されている場合には、銀行等が当該取引時および契約継続中において、当該個人情報の提供を受け、与信取引上の判断（銀行は返済能力または転居先の調査、保証会社は返済能力の調査をいう。以下、同じ。）のために利用することに同意します。但し、返済能力に関する情報については、銀行は銀行法施行規則第13条の6の6等、保証会社は貸金業法の法令等に基づき、返済または支払能力を調査する目的のみに利用します。
- 2 【取引情報の個人信用情報機関への提供】
申込人は銀行等が、申込人に係る当該取引に基づく個人情報（本人を特定する情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、申込情報（申込日及び申込商品種別等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）、および取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡））を、加盟先機関に提供することに同意します。
- 3 【取引情報の登録と他会員への提供】
申込人は、加盟先機関が、当該取引情報を下表に定める期間登録し、加盟会員および提携先機関の加盟会員に提供することに同意します。提供を受けた会員は、当該取引情報を与信取引上の判断のために利用します。なお、銀行法施行規則第13条の6の6等、貸金業法および割賦販売法の法令等に基づき、返済能力に関する情報については返済または支払能力を調査する目的のみに利用します。また、申込人は、当該個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
- 4 【開示等の手続き】
申込人は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を、加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行い、銀行等ではできません。
- 5 【加盟先機関】
【銀行および保証会社の加盟する個人信用情報機関】

銀行・保証会社名	加盟する個人信用情報機関
株式会社長崎銀行	全国銀行個人信用情報センター／株式会社日本信用情報機構
九州カード株式会社	株式会社シー・アイ・シー／株式会社日本信用情報機構
アコム株式会社	株式会社日本信用情報機構／株式会社シー・アイ・シー

【個人信用情報機関の連絡先】

個人信用情報機関名	電話番号・URL
全国銀行個人信用情報センター	TEL03-3214-5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
株式会社シー・アイ・シー(CIC)(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関)	TEL0570-666-414 https://www.cic.co.jp/
株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）	TEL0570-055-955 http://www.jicc.co.jp/

※全国銀行個人信用情報センター、株式会社シー・アイ・シーおよび株式会社日本信用情報機構は相互に提携しています。

※各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載しています。

※加盟先機関および提携先機関の登録情報および登録期間

登録情報	登録期間		
	全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	下記の情報のいずれかが登録されている期間	下記の情報のいずれかが登録されている期間
本契約にかかる申込をした事実として申込日・申込内容(契約が不成立になった場合を含む)	銀行等が信用情報を利用した日より1年を超えない期間	照会日から6ヶ月以内	保証会社が信用情報を利用した日から6ヶ月間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む)等の本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払を延滞等した事実	契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報については当該継続中および契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了後5年間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は処分日から5年を超えない期間	—	—
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—	—
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	当該登録情報が調査中の期間	当該登録情報が調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内

第3条 銀行と保証会社の間で提供される個人情報の内容および利用目的

申込人は、本申込みおよび本取引にかかる情報を含む申込人に関する下記情報が、保証会社における本申込の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他申込人との取引が適切かつ円滑に履行されるために、銀行より保証会社に提供されることを同意します。

- (1) 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要額に関する情報等、本申込書ならびに付属書面等本申込みにあたり提出する書面に記載の全ての情報
- (2) 銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本取引に関する情報
- (3) 銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、申込人の銀行における取引情報（過去のものを含む）
- (4) 延滞情報を含む本取引の弁済に関する情報
- (5) 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報
また、本申込みおよび本取引にかかる情報を含む申込人に関する下記情報が、銀行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、本取引および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他申込人との取引が適切かつ円滑に履行されるために、保証会社より銀行に提供されることを同意します。
- (1) 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要額に関する情報等、本申込書ならびに付属書面等本申込みにあたり提出する書面に記載の全ての情報
- (2) 保証会社での保証審査の結果に関する情報
- (3) 保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報
- (4) 保証会社における、保証残高情報、保証にかかる継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、他の取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報
- (5) 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報
- (6) 代位弁済完了後の返済状況等に関する情報

※お問い合わせ窓口について

銀行・保証会社名	ご連絡先	代表電話	所在地
九州カード株式会社	TEL 092-452-4520	TEL 092-452-4510	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 4-3-18
アコム株式会社	TEL 0120-036-390	TEL 0120-036-390	〒102-0071 東京都千代田区富士土 2-15-11 ACOM 富士土ビル 1F

カードローンプレミアエースご契約に関する必要書類として、以下の書類をお預りいたしました。

書類名(該当に○)	数量	書類名(該当に○)	数量	書類名(該当に○)	数量	預り者印
○ カードローンプレミアエース契約書	1	資金使途確認資料				
本人確認資料写し		届出事項変更届				
収入確認資料						

保証委託約款

私は、株式会社長崎銀行（以下「銀行」という。）との間のカードローン契約（以下「ローン契約」という。）について、次の各条項を承認のうえ、私が銀行に対して負担する債務について連帯保証することを、当座貸越契約書記載の保証会社（以下「保証会社」という。）に委託します。

第1条（委託の範囲）

1. 当座貸越契約書記載のローン（以下「ローン」という。）の保証は、保証会社が保証を適当と認め、これに基づいて私が銀行とローン取引を開始したときに成立するものとします。
2. 私が、保証会社に委託する保証の範囲は、保証会社の保証により銀行から借り入れるローンの元金、利息、損害金その他ローン取引に基づき私が銀行に対して負担する債務の全額とします。
3. 前項の保証内容は、私が保証会社および銀行との間に締結する約定書（契約書、差入書を含む。）の各条項によるものとします。

第2条（保証料）

私は、銀行が私の支払った利息および支払うべき利息の中から保証会社に対して保証料を支払うことに同意します。なお、保証料率は保証会社と銀行との協議により決定されるものとします。

第3条（反社会的勢力の排除）

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 第6条第1項第8号の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私はその責任を負います。
4. 第6条第1項第8号の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

5. 上記第1項から第4項までの条項は、私がすでに保証会社と取り交わしている保証委託契約にも同様に適用されるものとします。

第4条（代位弁済）

1. 私が、銀行とのローン契約に違反したため保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知・催告なしに代位弁済されても異議ありません。また、履行の方法、金額等については保証会社と銀行との約定に基づいて弁済してください。
2. 私は、保証会社が前項の代位弁済によって銀行に代位する権利を行使する場合は、この約款の各条項のほか、私が銀行との間に締結したローン契約の各条項を適用されても異議ありません。

第5条（求償権）

1. 私は、保証会社が第4条の代位弁済をしたときは、保証会社に対して、その代位弁済金および次の各号にて定める方法で算出した延滞損害金ならびに債権保全あるいは実行のために要した費用その他の損害について弁済の責に任じます。
2. 延滞損害金の算出方法
 - ①保証会社が九州カード株式会社の場合
代位弁済金額に対する弁済日の翌日から保証会社に対する支払完了までの間の年14.6%の割合で計算する。
 - ②保証会社がアコム株式会社の場合
代位弁済金額に対する弁済日の翌日から保証会社に対する支払完了までの間の年14.5%の割合で計算する。（年365日の日割計算）
3. 私は、前2項の債務および費用の弁済については、保証会社に持参または送金の方法によります。

第6条（求償権の事前行使）

1. 私が次の各号の一つでも該当したときは、第4条の代位弁済前といえども保証会社より何ら通知、催告を要せず、私は求償権を行使されても異議ありません。
 - ①保証会社が保証している債務について弁済期限が到来したときまたは期限の利益を喪失したとき。
 - ②仮差押、仮処分、差押または競売の申立を受けたとき、支払の停止、破産、民事再生の申立または調停（特定調停を含む）の申立もしくは債務整理・調整の申立を行ったときまたは清算はいったとき。
 - ③公租公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
 - ④手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑤保証会社とのこの契約の条項および銀行とのローン契約に違反し、または銀行に対する債務を履行しなかったとき。
 - ⑥銀行、保証会社に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。
 - ⑦プレミアエース規定第13条の一つでも該当したとき。
 - ⑧暴力団員等もしくは第3条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をなし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

- ⑨前各号のほか私の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む。）の返済ができなくなる相当の事由が生じ、保証会社が債権保全のため必要と認めたととき。

2. 私は、保証会社が前項により求償権を行使する場合には、民法461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

第7条（調査および通知義務）

1. 私は、私の氏名、勤務先、住所、名称、商号、居住地等について変更があったとき、およびその他求償権の行使に影響がある事態が発生したときは、直ちに保証会社に書面によって通知し、その指示に従います。
2. 私の財産、収入、経営等について保証会社から請求があったときは、直ちに保証会社に対して報告し、その指示に従います。
3. 私は、財産、収入、信用等について保証会社の調査に必要な便益を提供するものとします。
4. 保証会社が私について、その財産、収入、信用等を調査しても異議ありません。
5. 私が第1項の届出を怠ったため、保証会社が私から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。

第8条（充当の指定）

私が、保証会社に対し、この保証による求償債務のほか他の債務を負担しているとき、私の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当されても差し支えありません。

第9条（公正証書の作成）

私は、保証会社の請求があるときは、いつでも公証人に委託してこの契約による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に関する一切の手続を行います。

第10条（費用の負担）

私は、保証会社が保証債権の保全のため要した費用ならびに第4条、第5条および第6条によって取得された権利の保全もしくは行使または担保の保全もしくは処分に必要な費用を負担します。この費用は訴訟費用および弁護士費用を含みます。

第11条（免責条項）

私は、保証会社が証書等の印影（または署名・暗証。）を私の届け出た印鑑（または署名・暗証。）と相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取引されたときは、証書等の印影（または署名・暗証。）について偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私の負担とし、証書等の記載文言にしたがって責任を負います。

第12条（債権の譲渡）

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡もしくは担保に提供されても異議を述べないものとします。

第13条（管轄裁判所の合意）

この契約について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず保証会社の本支店ならびに営業所の所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。